

変更届出書添付書類一覧【地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用】

変更内容	添付書類	備考
事業所（施設）の名称	○運営規程（新旧1部ずつ又は新旧対照表と新しい運営規程1部）	★業務管理体制変更届も提出してください。（松山市外にも事業所がある法人は提出の必要はありません）
事業所（施設）所在地	○運営規程（新旧1部ずつ又は新旧対照表と新しい運営規程1部） ○平面図 ○写真（事業所の外観及び必要な設備の写真。写真はA4用紙に貼り、設備名等を記載。カメラ等で撮影しA4用紙に直接印刷でも可） ○建築物関連法令協議記録（関係各課と事前協議を行ってください）	★改修等の前に関係各課と事前協議を行ってください。 ★電話番号・FAX番号を届出書に記載してください。 ★業務管理体制変更届も提出してください。（松山市外にも事業所がある法人は提出の必要はありません）
申請者（法人）の名称	○登記事項証明書（登記に時間を要する場合は、後日速やかに提出してください） ○運営規程（新旧1部ずつ又は新旧対照表と新しい運営規程1部）	★法人の合併及び事業の譲渡は変更ではなく、「廃止届」と「新規指定申請」が必要ですので事前協議を行ってください。 ★業務管理体制変更届も提出してください。（松山市外にも事業所がある法人は提出の必要はありません）
主たる事務所（法人）の所在地	○登記事項証明書（登記に時間を要する場合は、後日速やかに提出してください）	★法人の合併及び事業の譲渡は変更ではなく、「廃止届」と「新規指定申請」が必要ですので事前協議を行ってください。 ★電話番号・FAX番号を届出書に記載してください。 ★業務管理体制変更届も提出してください。（松山市外にも事業所がある法人は提出の必要はありません）
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	《代表者の交代》 ○登記事項証明書（登記に時間を要する場合は、後日速やかに提出してください） ○代表者の経歴書 ○誓約書 ○開設者研修修了証の写し※1 ○組織図及び委任状※2 《姓や住所のみの変更》 ○添付なし（届出書に記載してください）	※1、2 小規模多機能型居宅介護、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護 ★急な離職等に伴い研修を修了していない者に変更する場合は、「開設者研修受講誓約書」を添付してください。研修修了後は速やかに修了証の写しを提出してください。 ※2 開設法人代表者が地域密着型サービス事業に限り代表者権限を委任する場合 ★業務管理体制変更届も提出してください。（松山市外にも事業所がある法人は提出の必要はありません）
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	○登記事項証明書（登記に時間を要する場合は、後日速やかに提出してください）	★法人の合併及び事業の譲渡は変更ではなく、「廃止届」と「新規指定申請」が必要ですので事前協議をおこなってください。
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	○平面図 ○必要な設備の写真 ○建築物関連法令協議記録（関係各課と事前協議を行ってください）	★改修等の前に関係各課と事前協議を行ってください。 ★パソコン、電話、机等の増加等の可動物品の配置変更については、提出の必要はありません。
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	《管理者の交代》 ○管理者の経歴書 ○誓約書 ○管理者研修修了証の写し※3 ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（生活支援型サービスを一体的に実施している場合は、生活支援型サービスの勤務表も添付してください） ○主任介護支援専門員研修修了証※4 《姓や住所のみの変更》 ○添付なし（届出書に記載してください）	※3 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護 ★急な離職等に伴い研修を修了していない者に変更する場合は、指導監査課に事前相談の上「管理者研修受講誓約書」を添付してください。研修修了後は速やかに修了証の写しを提出してください。 ※4 居宅介護支援 ★不測の事態により研修を修了していない者に変更する場合は、「管理者確保のための計画書」を添付してください。

運営規程	○運営規程（新旧一部提出し、変更箇所をマーカー、下線等により明確にすること。または、新旧対照表と新運営規程） ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表※5（生活支援型サービスを一体的に実施している場合は、生活支援型サービスの勤務表も添付してください） ○平面図※6	※5 職員数・営業日・営業時間・実施単位・利用定員の変更がある場合 ※6 利用定員の変更がある場合 ★介護職員等の員数については、各事業所ごとに決めた時期（少なくとも年に1回以上）に見直しを行い、変更があった場合に提出してください。 ★員数の変更について、人員基準や加算要件を確認したことがわかるように提出してください。 ※地域密着型通所介護 ★利用定員について、19人以上となる場合は「通所介護」となるため、廃止申請と新規指定申請が必要となります。（変更届の提出は不要です）
協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	○協力医療機関等との協定書又は契約書の写し ○運営規程（協力医療機関の記載がある場合）	※小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	○協定書もしくは契約書の写し	※小規模多機能型居宅介護、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護
本体施設、本体施設との移動経路等	○変更後の本体施設の概要 ○平面図 ○本体施設とサテライト施設の間の移動経路がわかるもの	※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
併設施設の状況等	○併設施設の状況（自己作成） ○平面図 ※区画が変更となった場合：平面図、必要な設備の写真（A4用紙に貼付の上、設備名等を記載）	※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）	○連携先の事業所名称及び所在地がわかるもの	※定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所の病院、診療所、その他の別（複合型サービス）	○病院、診療所等の区別がわかるもの	※看護小規模多機能型居宅介護
介護支援専門員の氏名及びその登録番号 （計画作成担当者の氏名を含む）	○計画作成担当者の経歴書※7 ○研修修了証の写し※8 ○介護支援専門員証（写真付き）の写し ○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ○当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（変更届用）	※7小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護 ※8小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）、グループホーム（実践者研修） ★急な離職等に伴い研修を修了していない者に変更する場合は、指導監査課に事前相談の上「実践者研修・計画作成担当者研修受講誓約書」を添付してください。研修修了後は速やかに修了証の写しを提出してください。 ★居宅介護支援の介護支援専門員の減員の場合は利用者数を届出書に記載してください。